

教職員 各位
(取引業者各位)

国立大学法人大分大学長
北野正剛

国立大学法人大分大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いについて（重要通知）

国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合は、下記のとおり取り扱うことにしたのでお知らせします。

なお、平成27年5月18日付け分大経調第12号「国立大学法人大分大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いについて」（重要通知）は、平成28年10月3日限りで廃止します。

記

1 定義

- (1) 「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (2) 「国等の機関」とは、国の行政機関（内閣府（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関を含む。）及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関をいう。）、文部科学省の施設等機関（文部科学省組織令（平成12年政令第251号）第89条に定める施設等機関をいう。）、日本学士院、文化庁内部部局（日本芸術院を含む。）、国立大学法人（法人を除く。）、大学共同利用機関法人、文部科学省が所管する独立行政法人、日本私立学校振興・共済事業団及び放送大学学園をいう。

2 取引停止の措置

- (1) 建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの重要通知の定めるところにより期間を定めた上、購入等契約に係る業者の取引停止を行う。
- (2) 国等の機関から、業者に対して取引停止措置を講じた旨の通知があり、かつ、法人が当該業者と最後に取引を行った日の翌日から起算して1年を経過していない場合は、法人においても取引停止措置を講ずることができる。この場合には、別表の取引停止の措置基準を準用する。

3 取引停止に係る特例

- (1) 事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- (2) 取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。
- (3) 業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要がある場合は、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- (4) 業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び(1)の規定による長期を超える取引停止期間を定める必要がある場合は、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- (5) 取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- (6) 取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

4 指名等の取消し

- (1) 取引停止をされた業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。
- (2) (1)による指名等の取消しをした場合は、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。
- (3) 既に入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

5 取引停止措置等の公表

- (1) 取引停止の措置を行った場合において、当該措置を講ずることとなった理由等により、措置の相手方の実名を公表する必要があると認められるときは、法人のホームページ上で公表するものとする。
- (2) (1)により公表した場合であって、当該取引停止の措置の解除をしたときにおいても、法人のホームページ上で公表するものとする。
- (3) ホームページ上の公表は、次に掲げるところによる。

ア 公表の期間

取引停止の公表期間は、業者に対して講ずる取引停止の始期から終期までの期間とする。

イ 公表する事項

公表する事項は、別記様式のとおりとする。

6 取引停止期間中の下請等

取引停止の期間中の業者が、法人における契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

7 警告又は注意の喚起

取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。

以上

(担当部署)

財務部経理課

TEL 097-554-7417

E-mail skeirisi@oita-u.ac.jp

別表 取引停止の措置基準

措置要件	取引停止の期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 法人及び国等の機関発注の購入等契約に係る手続において、一般競争参加資格審査申請書その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>2 法人及び国等の機関発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>2週以上4か月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>3 次に掲げる者が、法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>4 次に掲げる者が、国等の機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 法人との契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>6 国等の機関との業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から3か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>7 業者である個人又は業者である法人の代表役員等、一般役員等又</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1</p>

<p>は使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する談合又は競争入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか、法人及び国等の機関との業務に関し不正又は不誠実な行為をし、購入等契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、購入等契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>（その他）</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	<p>か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から必要があると認められる期間</p>
---	--

別記様式

取引停止業者一覧

年 月 日現在

措置の相手方	所在地	取引停止の期間	取引停止の理由
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	